



茨城県報

第 676 号

令和 8 年 (2026年) 1 月 5 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲量の設定 (漁政課) 1
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) 2

公 告

- 県営土地改良事業計画 (農村計画課) 2
- 県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (農村計画課) 3
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 3

(警 察 本 部)

- 入札公告 4

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 (4 件) 9

告 示

茨城県告示第 1 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における同項に掲げる数量を令和 7 年 12 月 19 日付けで次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 1 月 5 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

令和 8 管理年度 (令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの期間をいう。) における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる数量

第 1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準 目安数量 100 トン未満
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県まあじ漁業に全量を配分する。

第 2 まいわし太平洋系群

茨城海区漁業調整委員会指示第 3 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 1 月 5 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

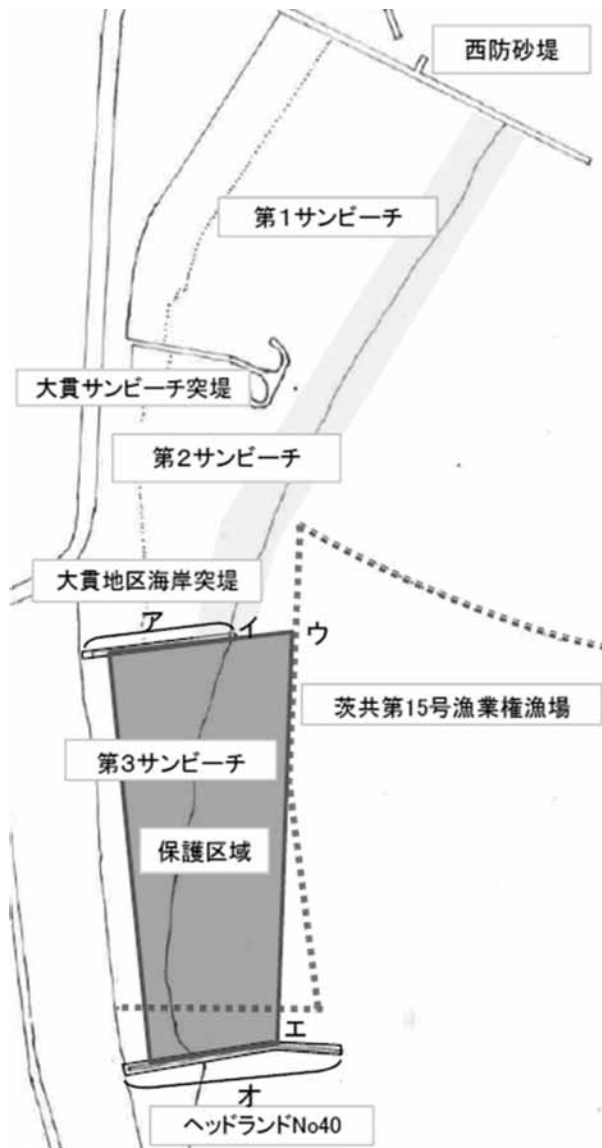
1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

保 護 区 域		
区 域		基 点 等 の 位 置
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：A と B を結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第 6 号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第 7 号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点 7 号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点 6 号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点 7 号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識
鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤（平井） イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第 2 地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第 2 船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸

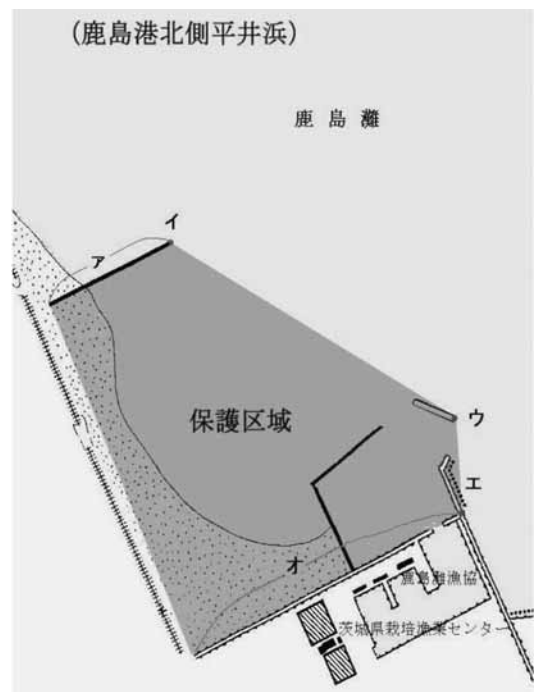
- 2 この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域図

大洗サンビーチ



鹿島港北側平井浜



保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 8 年 1 月 5 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 3 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第 1 号）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第 2 号）を申請者に交付する。

（承認の条件）

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第 3 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第 4 号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

（電話番号 ）

委員会指示に基づく保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- （1）採捕場所
- （2）採捕期間
- （3）採捕数量
- （4）使用する漁具及び漁法
- （5）使用する船名
- （6）採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究等計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号	
保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使 用 す る 漁 具 及 び 漁 法	
使 用 す る 船 名	
採 捕 に 従 事 す る 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承 認 有 効 期 間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長	

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由